



# ふっさ防犯だより

HP

第 177 号

## ◎特殊詐欺被害が増加しています！

令和 3 年 1 月から 8 月末までの特殊詐欺被害認知件数について、市内では 10 件と前年同期比で 6 件増加し、福生警察署管内の 21 件の約半分を占めています。

詐欺の犯人は、次のように様々な人物を名乗り詐欺の予兆電話を掛けてきます。

### 【親族を名乗る例】

「会社の小切手や書類が入ったバッグをなくした。」などと虚偽のトラブルを口実にして、「今日中にお金が必要なので貸してほしい。いくら準備できるか。」などと聞いてくる。

### 【警察官を名乗る例】

「詐欺の犯人を捕まえたら、持っていた名簿にあなたの名前が載っていた。」などと虚偽の捜査を口実にして、「利用している金融機関と預貯金額、キャッシュカードの暗証番号を教えてください。」などと聞いてくる。

### 【市役所職員を名乗る例】

「医療費や保険料の還付金がある。ATM で手続きできるため、携帯電話を持って近くの ATM に向かってほしい。」などと話し、ATM の操作を指示してお金をだまし取る。

### 【銀行員や銀行協会員を名乗る例】

「あなたのキャッシュカードが不正に使用されています」「キャッシュカードを交換する必要があるため、これからカードを預かりに行きます。」などと話し、家までキャッシュカードを取りに来る。

このような電話がきたら、すぐに切って **110 番通報** してください！

## 訪問買取りを装った窃盗に御注意ください！

警視庁によりますと、「不要品を買い取ります。」といった勧誘の電話を掛けた後、家を訪問し買取り品を査定するなどと言って上がり込み、金品を盗み取る手口が都内で発生しています。

不要品の訪問買取りを依頼しない場合は勧誘の電話をきっぱりと断り、依頼する場合は次の被害防止対策を講じてください。

- ・ 一人で家にいる時間の訪問を断る。（複数人で対応できる時間に依頼する。）
- ・ 室内に入れる際は、相手から目を離さない。
- ・ 関係のない部屋には、入れない。（物色させない。）
- ・ 売らないものは、相手に見せない。（査定させない。）

発行：福生市役所

防災危機管理課 防災危機管理係

電話：042-551-1638（直通）